
資料編

第1章 広島県におけるこれまでの中山間地域対策

第1節 広島県の自然的条件

(1) 地勢

広島県は、中国・四国地方のほぼ中央部に位置し、東西に走る中国山地の南斜面を占める。北部は中国山地の脊梁部を隔てて島根県・鳥取県に、東部は吉備高原に沿って岡山県に、西部は安芸西部山地を境に山口県に隣接し、南部は瀬戸内海に面し、芸予諸島等、大小138もの島々を挟んで、四国の愛媛県・香川県と相對している。

また、①中国山地の脊梁山地面、②吉備高原面、③世羅台地面、④瀬戸内面の四段の隆起準平原が見られ、各面の境界付近は、勾配が急変し、溪谷や滝を含む断層谷が発達している。これらの地形は、瀬戸内海沿岸部に近接するため、平野の発達が弱く、太田川、芦田川、江の川などの河川沿いに分布する谷底平野と、河川の河口に分布する小さな三角州として見られるのみである。大別すると沿岸部・山地部・島嶼部に分類される。

(2) 気候

広島県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面しているため、気候は概ね温暖と言えるが、気温・降水量とも南部と北部では、かなりの差異があるなど、自然条件が極めて多彩である。

第2節 過疎問題の発生

(1) 全国の状況

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市、特に大都市に吸引する結果をもたらした。

こうした農山漁村地域における急激な人口減少は昭和35(1960)年前後から始まっていたが、昭和40年国勢調査が公表されるに及んで、大きな社会問題としてクローズアップされることになった。

(2) 広島県の状況

過疎問題が大きな社会問題としてクローズアップされることとなった昭和30年代、沿岸部は自然的・経済的条件に恵まれている反面、山地部・島嶼部においては、零細な農林漁業を主産業としており、生産基盤の劣悪さ、生活環境施設の未整備から沿岸都市へ人口が流出していた。

加えて、昭和38年1月豪雪（いわゆる三八豪雪）により、長期間にわたる交通の途絶、通信回線の故障により孤立地帯が続出し、人的被害は死者7人、負傷者22人、住家の被害は全壊64棟、半壊73棟に及ぶ甚大な被害が発生した。

昭和35(1960)年～昭和45(1970)年の人口の状況をみると、広島市を中核とする広域都市圏あるいは県東部の備後地区工業整備特別地域注1)に含まれる福山市とそれらの周辺に集中化の傾向を示す一方、過疎地域に該当する市町村では、昭和35年～昭和40年の間で15.1%、昭和40年～昭和45年の間で11.7%の高率で減少が進んだ。

また、この間(昭和35年～昭和45年)、1集落(小字程度)で20%以上の挙家離村があった集落は215集落注2)で、西中国山地及び県北東部の県境地帯に多発した。

なお、昭和44(1969)年度指定の山村振興地域(9地域)注3)の農林家1戸当たりの所得をみると、9地域の平均所得は833千円で、県平均の農林家所得1,234千円よりかなり低いものとなっていた。

第3節 広島県における過疎対策の実施状況と課題認識

(1) 過疎対策の実施状況

広島県では、離島振興事業・山村振興事業、その他各種対策事業を積極的に実施してきたところであったが、過疎現象が顕著となったことから、昭和43(1967)年度に過疎対策のあり方について調査を行った。

それらの調査結果を踏まえ、昭和35(1960)～昭和40(1965)で人口減少10%以上の市町村地域における農林業の生産基盤施設、道路事業の県費補助の嵩上げや、市町村振興基金の設定(基金総額10億円)など、取り急ぎ実施可能なものから施策の実施に取り組んできた。

(2) 過疎問題に関する広島県の課題認識

こうした状況の中、広島県(企画部)が昭和45(1970)1月に取りまとめた「過疎問題および広域行政問題について」において、集落対策に関し次のように記述している。

過疎対策実施上の問題点として数多くのものが考えられるが、過疎対策の基調となる主な点について列挙すれば次のとおりである。

- ① 過疎現象をいかに認識し、山村社会の在るべき姿を日本社会の構図としてどう描くか。このことについて、行政庁と地域住民がどう考えいかにして思想統一を図るか。
- ② 過疎現象の原因と実態が複雑多岐にわたるため、施策の導入を一律的に決めるべきではなく、その地域の特性に応じた対策が総合的に実施されなければならない。しかしながらこの場合ある程度の振興パターンを定め対策を行う必要があるが、このための地域の類型化をどうするか。
- ③ 過疎地域の住民意識は後退しているが、これをいかにして回復させるか。このことは、対策以前の問題であると同時に施策を実効あるものとするために極めて重要な事項である。
- ④ 集落再編成が集落対策として重要なポイントとなるが、そこに住むことを前提としての住民の行政需要に対して、集落移転を行なおうとする行政庁の対応の仕方であり、本来矛盾を持った行政施策であるため、集落再編成について住民の意向が確実に把握されていなければならないし、またその意向をどう誘導していくかが重要な問題となる。

資料：平成3年版 過疎対策の現況(総務省 地域力創造グループ過疎対策室)
広島県強靱化地域計画(令和3年3月改訂)
広島県過疎地域振興方針(昭和46年7月)
「過疎問題および広域行政問題について」(昭和45年1月 広島県企画部)

注1) 備後地区工業整備特別地域：広島県南東部から岡山県南西部にかけて広がる工業地域。工業の発展を促進することを目指して、昭和38(1963)年指定を受け、昭和41(1966)年には世界最大級の規模を誇る製鉄所が福山市に進出した。制度は平成13(2001)年廃止された。

注2) 昭和45年4月現在 過疎地域に指定された市町村における数値

注3) 加計町、戸河内町、甲田町、向原町、大和町、甲山町、三和町(神石)、君田村及び口和町

第4節 過疎法制定(昭和45(1970)年)以降の集落対策の取組

(1) 広島県の市町村数の変遷

昭和45(1970)年以降の広島県の市町村数は、図表1-1のとおりである。

【資料編】 図表1-1 広島県の市町村数の変遷

年 (4月現在)	市町村数				備考
	市	町	村	計	
昭和45(1970)年	11	88	8	107	過疎地域対策緊急措置法制定
昭和50(1975)年	12	69	6	87	
昭和55(1980)年	12	69	6	87	過疎地域振興特別措置法制定
昭和60(1985)年	12	68	6	86	
平成2(1990)年	13	67	6	86	過疎地域活性化特別措置法制定
平成7(1995)年	13	67	6	86	
平成12(2000)年	13	67	6	86	過疎地域自立促進特別措置法制定
平成17(2005)年	15	13	0	28	(平成の大合併)
平成22(2010)年	14	9	0	23	
平成27(2015)年	14	9	0	23	
令和2(2020)年	14	9	0	23	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法制定(令和3年)
令和5(2023)年	14	9	0	23	

資料：広島県地域政策局市町行財政課資料

令和3年度版過疎対策の現況(総務省)

(2) いわゆる過疎法に基づく集落対策

昭和45(1970)年の過疎地域対策緊急措置法の制定以降、累次のいわゆる過疎法には、市町村が事業主体となって進める集落対策について規定され、県の定める方針に反映されている。

同法及び昭和55(1980)年に制定された過疎地域振興特別措置法の20年間は、集落の移転及び移転後の跡地利用対策が方針に掲げられ、移転を念頭に置いた対策が中心となっている。

その後、平成2(1990)年に制定された過疎地域活性化特別措置法及び平成12(2000)年に制定された過疎地域自立促進特別法の約30年間は、地域の特性を生かした自主的・主体的な取組みによる集落の基盤整備や、集落機能の維持・強化のための定住促進対策の実施などが中心となっている。

(3) 集落・生活拠点整備モデル事業の推進

広島県では、平成9(1997)年に、中山間地域活性化対策基本方針を策定し、集落・生活拠点整備モデル事業に取り組んでいる。

県内9地区(26町村(合併前))：すべてが全域過疎)において、生活機能の確保や都市農村交流、高度情報化など通じて、在宅高齢者に対する保健・医療・福祉の総合サービスの提供、行政区の再編によるコミュニティ育成、関係機関の情報を統合した住民向け生涯学習環境の構築など、地域の自立に向けた新たなシステム形成が進められた。

これらの成果は、中心集落の機能強化や、地域コミュニティの活動促進などの事業に引き継がれた。

(4) 平成の大合併の推進時における新しい住民自治組織の育成

広島県では、平成11年7月の地方分権一括法の成立を契機として、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とし、同年12月、市町村合併の推進及び市町村への権限移譲、人材育成などを内容とする「広島県市町村分権システム推進計画」を策定した。

平成13年5月には、知事を本部長とする「広島県市町村合併推進本部」を設置、同年11月には、「市町村合併に係る県の支援プラン」を策定している。

この支援プランには、新たな住民自治組織の育成が掲げられ、旧来の小集落を広域的な地域単位にまとめ、市町村と連携・協働する機能を持つ新しい住民自治組織を育成するなど、住民の主体的な地域づくりを支援する取組が進められた。

また、合併後に行う旧市町村単位の地域振興（コミュニティの維持・育成）のために実施する事業に対する支援も進められた。

その結果、県内23市町中、14市町（うち全域過疎市町は8）において、住民自治組織の再編が行われ、20市町（うち全域過疎市町は9）において市町から住民自治組織への補助制度が整備された。

第2章 近年の集落实態調査から得られた知見

第1節 集落实態調査の概要

広島県では、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画に示された検討課題を踏まえ、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度にかけて、「集落实態調査」を実施し、より具体的な中山間地域集落の生活実態等を把握した。

【資料編】 図表2-1 集落实態調査の概要

調査名 〔調査年度〕	調査対象 〔調査対象数〕	調査内容	調査方法
集落基本情報調査 〔令和2(2020)年度〕	中山間地域の 全集落 (3,372集落(注))	人口、世帯数、 高齢化率及び生活 インフラ等	データ整理 将来推計
生活実態調査 〔令和2(2020)年度〕	上記から抽出し た600集落で暮ら す個人(6,125人)	地域での困りごと や、移動手段、日 用品の確保方法等	書面アンケート (回答者3,662人) (回答率59.8%)
生活実態調査 〔令和3(2021)年度〕	住民自治組織 (100組織)	住民自治組織によ る地域活動の現状 と課題、高齢独居 世帯への支援の状 況等	役員、集落支援員 等から現地等で聞 き取り
集落調査 〔令和5(2023)年度〕 ※検討会議での議論の参 考とするため実施	2町の全住民自 治組織(91組織) (安芸太田町(61) 神石高原町(30))	住民生活実態、住 民自治組織運営実 態、将来展望等	住民自治組織役 員、地域住民等か ら現地で聞き取り

(備考) 平成22(2010)年時点の集落数を起点に分析。

(注) 令和3(2021)年、令和4(2022)年に過疎地域として指定された集落数を含む。

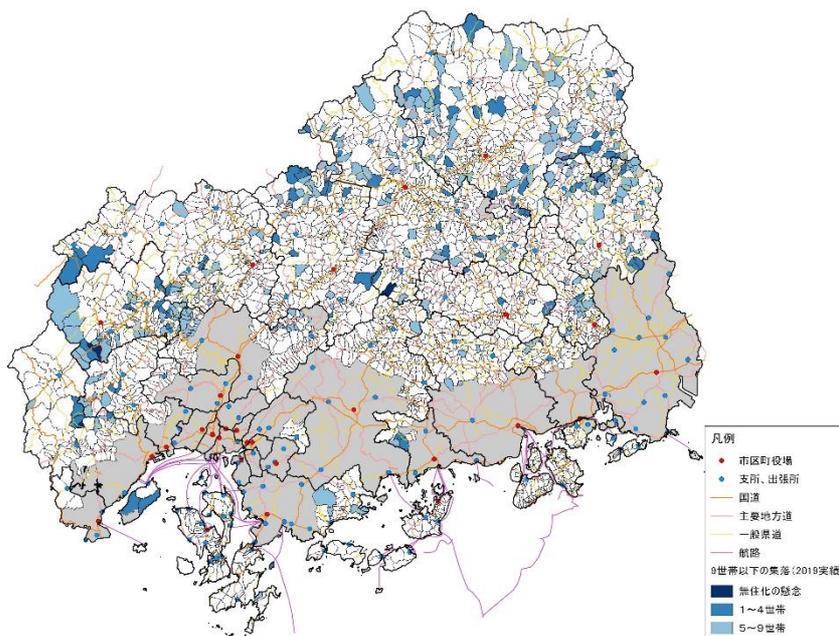
これら調査から得られた集落实態の知見を次節に取りまとめる。

第2節 これまでの集落実態調査で得られた知見

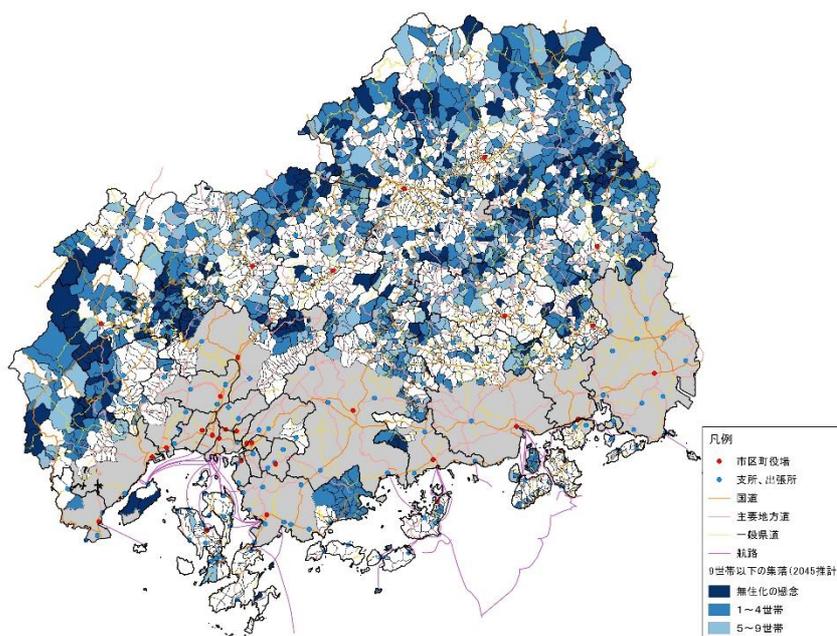
(1) 無住化が懸念される集落の拡大

令和2年度に中山間地域を対象として実施した将来集計では、人口の転出傾向が続き、少子・高齢化による自然減が進むことで、無住化が懸念される集落の拡大が県内全域で予想される。

【資料編】 図表2-2 9世帯以下の集落マップ
(令和元(2019)年)



(令和27(2045)年) (推計)



令和27(2045)年の集落世帯数推計値は、「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」等(総務省、国土交通省(平成22(2010)年、平成27(2015)年、令和元(2019)年))で把握されたデータを基に、コーホート変化率法により集落人口を推計し、将来の1世帯当たり人員を用いて、集落人口から世帯数を推計(集落の範囲は、令和4(2022)年4月1日時点の中山間地域で、農林水産省農林業センサスに用いられる農業集落)

(2) 自家用車による移動に依存した生活（生活圏の拡大）

個人の生活は、自家用車による移動を基本としつつ、周辺市町を含めた機能集積のある地域を生活圏として利用することで日々の暮らしを成立させている。そのため、品揃えや価格・利便性から足元の地域（旧町村）の小売店・ガソリンスタンド等の利用が低下し、後継者不足もあり、廃業する施設が増え、身近な生活機能が消失している。

自家用車の運転は、生活上の必要性から、心身が健康であれば80～90歳代でも継続されているが、自動車運転免許証の更新の条件が厳しくなっている状況もあり、自家用車の運転ができなくなった場合の地区・集落での生活の継続への不安が大きくなっている。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 移動手段はほとんどが自家用車であり、運転のできない一部の人が地域公共交通を利用している。
- 身体が動くうちは運転しなければ生活出来ないという実態がある。なかには90歳代後半まで運転している人もいる。
- 運転できなくなると施設に入るケースが多い。
- 最近家族から自動車運転免許証の返納するよう言われる人も多く、免許の更新が難しくなっている。

(3) 地域の担い手・人手不足による困りごとの拡大

人口減、少子・高齢化により、地域活動の負担度が高まるとともに、地域の将来に対する不安を感じている。

すべての活動で担い手不足が顕在化しており、担い手の確保が最重要課題となっている。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- ほとんどの地区・集落から地域自治組織の役員や各種活動の担い手不足が指摘されており、地区の草刈りや祭りの実施等に支障が出ている。
- 令和2（2020）年度のアンケート調査では、中山間地域集落住民の66.8%が「地域の担い手・人手不足」で困っていると回答している。
- 担い手不足が起因となり、地域の環境管理に困る人が多い。
(困っている人の割合【令和2（2020）年度のアンケート調査より】)
 - ・鳥獣被害の発生：76.8%
 - ・耕作放棄地の増加：61.5%
 - ・道路や水路等の維持管理：51.4%
- また、個人資産管理も担い手不足から困る人が多い。
(困っている人の割合【令和2（2020）年度のアンケート調査より】)
 - ・自身が所有する農地の管理（耕作、草刈りなど）：51.4%
 - ・山林、お墓などの自身が所有する財産の管理：42.8%

(4) 高齢者の生活を支える自助・共助

高齢独居及び高齢夫婦のみ世帯では、近隣に居住する親族（子・兄弟姉妹等）が支援することで生活が成り立っている場合も多い。

高齢者等、地域で配慮が必要な人については、民生委員、集落支援員等の行政関連の見守り、社協等の福祉関連分野での見守り、近隣住民による見守り等、住民自治組織による高齢者サロン等の実施を通じた見守りなど様々な取り組みがみられる。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 高齢になり運転が困難になった人は、近隣に居住する親族等が買い物・通院などをサポートしている。
- 地元に住んでいる親などの親族が高齢化した場合に、その人の生活をサポートするため、頻繁に地域を往来している地元出身者の例が多く、これら他出子地域活動に引き込み、草刈りや祭りの担い手となってもらっている地域もあった。
- 親が高齢のため、以前は週1回様子を見に来ていたが、今では週2回程度往来し、生活を支援している。
- 近隣の数世帯～30世帯程度で構成される常会・区・班などの集落単位があり、そこでは日常的な交流・見守り、葬式等の手伝いなどの支え合いを行う濃密な人間関係が形成され、現在でもその関係性が強く残る地域が多い。
- 自治振興会によるいきいき体操やサロン（高齢者が集まってお茶等をする交流会）などの機会を見守りに使っている。こうしたイベントに参加できない人は別途見回り等も行っている。

(5) 住民自治組織の持続性の低下

地区・集落の住民自治組織では、活動の担い手の確保に苦慮しており、役員の年齢層が高く、次世代の役員の確保が難しいとする組織も増えている。特に、定年延長等により、仕事を続ける人が多くなったことが大きな要因となっている。

こうした状況下では、住民自治組織による店舗運営や交通サービスなど、生活機能の提供を自主運営する組織は限定的となっている。

また、地域内での担い手が確保できない状況下にあっても、出身者への協力要請や移住者の受入等による新たな担い手の確保に対する意識には差がある。こうした外部人材を積極的に受け入れている地区・集落では活動の担い手確保が進んでいる一方で、外部人材の受入に否定的な考え方の地域では、将来的な地域の担い手確保に対し不安を感じている事例がみられた。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 現在の役員の高齢化によるリタイヤ、定年延長等により70歳前後まで働く人が増えたこと等により、住民自治組織の役員や活動の担い手確保が困難になっている。
- 10年先くらいは大丈夫だが、20～30年先は地域の担い手がどうなっているか見通せない状況になっている。

(6) コロナ禍が地域に与えた影響

コロナ禍により、自治会の活動の多くが中止となり、葬式等も家族葬となるなど、コロナ禍前には地域単位で協力して取り組まれていたことが実施されなくなった。

その結果、住民の一部に「自治会活動がなくても生活できる」との思いも芽生え、地域自治への参加意欲を減退させるなどの悪影響が生じている。

また、地域サロン活動などの停止は、高齢者の引きこもり等を生じさせ、健康維持、認知症予防等の活動に悪影響を及ぼしている。

加えて、外部との交流も停止したことで、交流事業や活性化事業の停滞、地域外に居住する親族、知人等関係人口による地域維持活動の支援の減少なども生じており、地域活性化・地域環境管理などの活動に支障が生じた。

【各調査結果から得られた具体的な知見】

- 小学校区単位等で組織されていた住民自治組織がコロナ禍による活動の休止等の影響により、集落単位など小さな単位に分割される動きがみられた。
- 家族葬が増え、地域特有の同行（葬式の実施・地域で集まったの講話等を行う檀家による活動）の解散等が増えている。

第3章 取組項目の詳細検討

第1節 取組方針に基づく取組項目の詳細検討方法

本編第2章第2節における取組方針に基づく取組項目については、以下の詳細検討手順により抽出した。

- (1) 取組方針ごとに設定した論点を設定
- (2) 既存調査および令和5(2023)年6～7月に実施した地区・集落調査から分かったことや実例を反映
- (3) 上記(1)(2)を踏まえ「考えられる将来リスク等」を予測
- (4) 「考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題」を整理

第2節 取組方針に基づく取組項目の詳細検討

第1節で示した検討方法に従い、各取組項目の詳細検討項目(案)を整理した。詳細は次ページ以降のとおり。

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (1)生活サービスの機能継続

論点1: 居住場所と日常生活に必要なサービスを提供することが適当か。
 最適な距離感、どのように考えることが適当か。

論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。

〔検討の視点 ～生活サービス提供施設への住民側からのアクセスを考察〕

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	関連する対応取組項目番号
①移動の確保	ア 道路インフラ 住民自治組織により生活道(町道)の管理が行われていること(主に草刈り) イ 公共交通など 移動手段は、自動車が大半であり、運転ができない人向けには、隣近所での乗り合わせ、他出子等による定期サポート事例があること また、公助による定額タクシー(利用補助)、デマンド交通や介護(福祉)タクシーが利用されていること	○ 集落の小規模化、高齢化による担い手不足 ○ 隣近所、他出子等によるサポートの限界 ○ 公助は、運転免許返納者等がさらに増加すると町財政の負担増となる懸念。結果、個人負担額の増につながる可能性 ○ 民間事業者では、経営収支だけなく、運転手不足等による影響拡大の懸念	○ 他の住民自治組織の支援又は広域化による担い手の確保などによる対応 →地域的に連携支援・広域化に適さない地域の対応 ○ 公助による対応 →経費が増える懸念 ○ 上記に代わる態勢を確立	
②生活圏における各種生活機能の確保 (GS、スーパー、商店、金融機関) 〔事業継承支援〕 〔新規事業参入支援〕等	○ 身近な個人商店の後継者不足、GS、スーパー、金融機関(生活サービス提供施設)の相次ぐ閉鎖、また、行政区域を超えた地域のサービス機関を利用している実態があること ○ サービス提供施設への移動距離には一定の限界点(片道30分)があること		○ 民間主体(福祉事業者等の事業多角化も含む。)又は住民主体、若しくは両者の連携による移動手段の確保策を構築 →住民主体とするには、組織力と従事者確保が必要 〔年度内策定予定の「広島県地域公共交通ビジョン」において、「輸送資源の総動員」が必要であるとして検討中 ⇒整合を図って検討中〕 ○ 民間の力も取り入れた、新たなビジネスモデルとその誘導策を構築 ～ 例えば、商店+GSをベースとし、店頭販売に加え、食材配達と灯油配達、さらに、貨客混載による移動サービスといった複合サービスの考案 ○ 住民主体による商店、GSの運営等を誘導 →住民主体とするには、担い手確保と現経営者の理解が必要	

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (2) 移動・訪問・遠隔サービスの拡充

論点1: 集落での暮らしにおける必要最低限担保されるべき生活サポート機能は何か。例えば、移動と見守り機能とする
 考え方は適当か。

論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらうには、どういった動機付けが必要か。

〔検討の視点 ～移動が困難な者に対する生活サービス機能側からのアクセスを考察〕

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	関連する対応取組項目番号
① 移動販売、食料配達等のサービスエリアの拡大	<ul style="list-style-type: none"> 生協(全果カバール)、移動販売が利用されている地域が多いこと 地域運営組織が生協と協定を結び、最寄りの集会所にまとめて配達している事例や、買い物代行の事例が見られたこと 	<ul style="list-style-type: none"> 配達要員の人材不足(要ヒアリング) 採算性からみたま事業の継続性 	<ul style="list-style-type: none"> 移動販売事業者等の事業継続の可能性を踏まえた上で、民間事業者(福祉事業者等を含む。)又は地域住民によるソリューションを持ち寄ったビジネスモデルを設計 <ul style="list-style-type: none"> → 地域住民によるリソースの捻出には、住民自治組織を跨ぐ広範囲で考察することが必要 → 最寄りの集会所など、拠点への配達にあっては、配達後の交通手段の確保方策 ドローンを活用した配送サービスの実装支援 	
② 金融サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の店舗が閉鎖され、高齢者はATM操作に難儀していること 	<ul style="list-style-type: none"> ATM自体も撤去される懸念があり、現金保持が困難になり得ること 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対し、訪問サービス等の検討を要請 	
③ 訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護の利用者が一定数いること 	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員の人材不足 利用者が分散しており、効率的な運営が難しいこと 訪問診療に対応する医師の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業者に対する訪問型サービス運営支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> → 市町村における需要量に対応した人材確保と継続的な支援が可能かを考察することが必要 訪問診療に対応する医師の確保 <ul style="list-style-type: none"> → 広域的な医師確保施策と連携した検討が必要 	
④ ICTや先端技術の実装による遠隔サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 未病対策の一環として、バイタルデータを計測するウェアラブル端末の活用が図られていること(神石高原町) 世帯単位で、民間サービスによる緊急通報システムを活用する事例があること 経過観察や継続的に服用が必要な薬の処方等であれば医療機関にいくよりも遠隔医療により家庭等で受診できる環境を望む意見があること 	<ul style="list-style-type: none"> 情報端末の操作を前提とする遠隔サービスの場合には、デジタルデバイドの解消が必要不可欠となり得ること 民間サービスの活用においては自身による通報が行えなくなる状況を考慮する必要があること 遠隔医療に必要なデバイス等を個人で準備し利用することが困難なこと 	<ul style="list-style-type: none"> 自身による操作を必要としない安否確認手法などの構築 <ul style="list-style-type: none"> → 個々の市町任せでなく、県全体に共通するサービス項目を市町の意見を聞いて整理する必要 モバイル通信環境を活用した安否確認方法の構築 <ul style="list-style-type: none"> → スマートフォンなどを通じて住民のデジタル機器の活用を容易とする支援が必要 遠隔医療に対応した移動型機器・設備の確保 <ul style="list-style-type: none"> → 遠隔医療に必要な機器・設備を装備した車両等を準備し、巡回できる仕組みが必要 	

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (3) 暮らしを維持する分岐点の整理

論点1： 将来的に訪れる自助の限界ポイントをあらかじめ想定しておくことは適当か。またそれを見極める人的リソースはどこに求めることが適当か。

〔検討の視点 ～ 「(4) セーフティネットの構築」に記述する対策の発動の判断につなげるため、市町において個人レベルの状態を把握するための仕組みづくりを考察〕

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	関連する対応取組項目番号
①心身の健康状態の把握	○ 民生委員による把握が行われていること なお、民生委員の管轄エリアは必ずしも住民自治組織の範囲と一致しない場合があること	○ 民生委員の担い手不足	○ 市町の関係部署間での情報共有 →共有目的の明確化と個人情報保護の観点からの整理が必要 ○ 行政・住民自治組織などの間における情報共有化の仕組みづくり	
②自動車の運転が可能かどうかの状況把握	○ 年齢に関わりなく運転していること	○ 本人の申し出や近隣住民等からの伝達が前提となること	○ 住民自治組織を通じた運転ができなくなった者の定期的な把握 →移動サポートにつなぐためといった、把握の目的の明確化が必要	
③別居親族等による生活サポートの有無の確認	○ 本人からの申し出若しくは別居親族等からの申告等によらざるを得ないと考えられること	○ 別居親族が生活サポートを行えなくなったことの確認方法	○ 別居親族等から市町への情報連絡体制の構築 →直接とするか住民自治組織又は民生委員を介するか要整理	
④近隣(集落)での生活サポート(見守り等)を通じた個人の状態把握	○ 回覧板の手渡し、集落行事への参加状況などによって把握されていること また集落支援員が見守りの役を果たしていること	○ 近隣住家が遠くなるに連れ、回覧板の受け渡しも困難となり見守りが行き届かなくなる懸念	○ 住民自治組織若しくはこれに代わるリソースを通じた個人の置かれた状態の定期的な確認情報の集約 →民生委員や集落支援員等との連携・方策の整理が必要 ○ LINEなどを活用した安否確認の仕組みづくり	
⑤見守りを要する者の情報管理	○ 地域運営組織と住民自治組織が連携した取組の中に、別居親族、住民自治組織、民生委員との情報共有を進める活動が見られること ○ 社会福祉協議会で見守り対象者名簿を作成している事例	○ 住民の異変の兆候の見逃し	○ 重層的なセーフティネット構築として、地域支え合いネットワークの構築等 →地域運営組織は、行政下請けではなく、あくまで行政のパートナーとしての位置づけであり、行政が頼めば、ということにはならないこと	

1 住民生活(居住環境)

取組方針 (4) セーフティネットの構築

- 論点1: 将来的に訪れる自助の限界ポイントをあらかじめ想定しておくことは適当か。またそれを見極める人的リソースはどこに求めることが適当か。
- 論点2: 住民の自助の限界により集落の生活をあきらめざるを得なくなった場合、その後の生活を営む場所の選択肢がない個人の受け皿として考えられるものには何があるか。
またそれが将来に向けて十分にと言えない場合の対応をどう考えるか。

【検討の視点 ～個々人の暮らしにおける安心確保策の在り方を考察】

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	関連する対応取組項目番号
①地域における見守り体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織による活動への参加状況確認が見守りの役割を果たしていること ○ 町や社協からの配布物は必ず手渡しすることにより見守りを兼ねているケースもあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の活動の停滞、取りやめ ○ 役員の志によるところが大きく属人的な偏りと持続性の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織等又はこれに代わる主体による定期的な安否確認方法の事例収集と地域における共有 →スケールメリットのある情報収集が必要 など ○ 本人同意に基づき、民生委員と住民自治組織間における、見守り対象者の情報共有 →個人情報保護の観点からの整理が必要 ○ 体調の異変などに気付いた場合などにおける、連絡網の構築 →一定の組織力と定期的な訓練等が必要 	
②見守り主体間の情報共有の強化(柔軟化)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域運営組織と民生委員の連携事例があること ○ 別居親族が日々交代で見守っている事例は、自力での生活が困難で、異変が懸念される状態にあると考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守りが途切れた場合の、住民の異変の兆候の見逃し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル技術を活用した、平時の安否確認と異変を察知するためのシステムを構築 →システムを運用するための体制作り、システム構築に係るインシヤルコストとランニングコストの負担の在り方の整理が必要 	
③居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人ホームの入所待ちの方々がいることが随所で聞かれたこと ○ 行政区域を超えた入所調整が行われる場合もあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の受入可能数及び施設人材の不足等による寄り添いの高い高齢者の増加 ○ R2からR22にかけて85歳以上人口が全県で約89千人増加することが見込まれており、行政区域を超えた入所調整の困難度が高まると見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の住民が自力で生活できなくなった場合の頼ることのできる親族等有無を確認 ○ 頼ることのできる親族等がいない高齢者が、居住地域の近隣で入所できるかシミュレーションし、不足する場合の対応策を検討 (県のひろしま高齢者プランとの整合を図って検討中) ○ 住民が集住できる施設整備の検討 	

2 住民自治機能

取組方針 (5) 住民自治機能を維持する分岐点の整理

- 論点1: 市町から住民自治組織に委ねた機能が担えなくなった場合の、市町の対応の在り方として考えられるものは何か。
 論点2: 住民自治組織が担う機能の再構築を図るタイミングはいつが考えられるか。

[検討の視点 ～住民自治組織が機能するための目安などを考察]

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	関連する対応取組項目番号
①住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口規模が小さくなるに連れ、役員が固定されている傾向が見られること ○ 住民自治組織の活力は、そのリーダーの属人的な特性により、左右される傾向にあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 志の高いリーダーが不在となると活動の停滞につながるかねない懸念があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能する目安は取組方針(11)①において検討 ○ 地域づくり人材の発掘・育成 →既存の県の人材育成事業とのすり合わせ ○ 地域おこし協力隊制度、又は集落支援員制度の活用 	
②次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総じて若者世代は住民自治組織の活動に関わらうとせず、若者世代は若者世代の中でつながる傾向が見られること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代への、ノブタタッチが困難となり、住民自治組織の活動が停止する懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治活動の負担軽減を講じつつ、次世代の活動参加を促していくための機会創出 ○ 住民自治組織と若者世代との交流の促進 →役員世代と若手世代との橋渡し機能が必要 	
③他出子や関係人口との連携意向を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他出子が帰省しての草刈り参加などの実例が見受けられること ○ 一部には外部から人を受け入れることで好循環を生み出している集落がある一方で、ほとんどは、受け入れには温度差があり、例えば、お試し住宅整備の必要性などを疑問視する住民もいること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移住者が地域に溶け込まずに過剰の期待は、定着につながるらない懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他出した出身者とのつながりを維持する仕組みづくり →出身者のリスト化、情報発信機能が必要 ○ 県の人材育成事業の拡充 ○ 二地域居住の促進 →居住地の確保が必要 ○ 移住者受入に対する地域の合意形成づくり →移住者(外部人材)の受入を推進するための意識醸成が必要 	
④移住者の受入傾向の把握				

2 住民自治機能

取組方針 (6) 住民自治機能の再構築

- 論点1: 市町から住民自治組織に委ねた機能が担えなくなっただけの場合、市町の対応の在り方として考えられるものは何か。
- 論点2: 住民自治組織の実情に応じた選択肢にはどのようなものが考えられるか。
- 論点3: 住民自治組織の機能の再構築や選択肢をサポートできる機能は、誰が、どう担うのが適当か。

〔検討の視点 ～住民自治組織の主體的な取組が継続できるための対策を考察〕

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	関連する対応取組項目番号
①住民自治(集落)機能の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動の負担感が高まっており、持続可能性を不安視する声が大いこと ○ 人口規模が相対的に大きな住民自治組織では、住民の活動に対する関心が低いこと 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織自身による活動内容の選択と集中 → 選択を支えるサポート機能の構築 (取組方針(12)③において記述する中間支援組織) 	
②住民自治をサポートする支援機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧町村単位で設立された地域運営組織それぞれが5か年計画を定め、地域課題への取組を行っていること ○ 当該組織の役員には主として役場職員OBが就任しており、行政事務に精通している強みを有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の地域運営組織は、役場と住民自治組織の間に立つものではなく、住民自治そのものとは一線を画していることに留意する必要がある 		
③地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の合併もあり得ると認識する一方で、距離的な難しさを感じていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の目的意識を持ったうえで広域化を検討する必要があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町による、広域化することが望ましい機能の整理 	
④共助から公助への転換される機能への市町の対応体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織から役場に返上された機能は見受けられないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政組織のスリム化の中で、対応体制には一定の限界が考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織に代わる担い手として、地域運営組織の機能拡充 → 現場性が重視される災害時の避難呼びかけなど、公助への転換がなされない(あるいはすべきではない)ものがないか、機能の仕分けに留意する必要があること 	

3 広域マネジメント

取組方針（7）地域間の連携・支援

論点1： 地域間での分担を検討すべき機能には何があり、分担すべき主体は誰か。

〔検討の視点 ～住民自治組織の垣根を超えた視点から同組織の機能を支える方策を考察〕

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	関連する対応取組項目番号
①隣接地域間での支援体制の構築	○ 住民自治組織同士が神社の管理やお祭りなどの実施を連携して行うなど、一部の活動について共同で取り組んでいる事例があること	○ 現状がこのまま推移すると、個々の住民自治組織機能の弱体化を抑えることがますます困難になると考えられること	○ 個々の住民自治組織が担えなくなりつつある活動を別の住民自治組織がサポートする仕組の構築 ～ 例えば、生活する上で欠かせない町道管理（草刈り）などを 助力、若しくは代行する仕組みなど	
②旧町村単位での広域的な支援機関の機能強化	○ 前述のとおり、旧町村単位で組織された地域運営組織は、住民自治組織と連携関係にはあるが、住民自治組織を支援する機能は有していないこと ○ 旧町村役場（現支所）は窓口業務に特化しており、支援機能を果たすリソースとしては十分でないこと		○ 旧町村単位で、各住民自治組織に共通する取組課題への対応策を企画・立案し、各組織や関係団体を巻き込んだ諸調整を図り、実行を後押しするための機能を構築 →全果的な視野からの仕組みづくりが必要	

3 広域マネジメント

取組方針（8）行政区域を超えた生活圏での機能分担（検討中）

- 論点1： 行政区域を越えて、分担を検討すべき機能には何が、分担すべき主体は誰か。
 論点2： 市町による生活環境の維持コストの在り方に踏み込んだ選択肢をどう考えるか。

〔検討の視点 ～住民の生活行動に合わせた圏域での機能確保の在り方を考察〕

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	関連する対応取組項目番号
①広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援	○ 高齢者において、日常的な移動時間の限界点は、片道約30分であり、サービス提供施設は、行政区域を越えて広域的に利用されている	○ さらなる高齢化に伴い、行政区域を超えた広域的な移動も減っていくことが想定され、民間事業者の事業継続が困難になる恐れがある	○ 民間事業の事業継続のため、配達機能を持たせると新たなサービスの提供を模索するための誘導策を構築 ○ 民間の力も取り入れた、新たなビジネスモデルとその誘導策を構築 ～ 例えば、商店+GSをベースとし、店頭販売に加え、食材配達と灯油配達、さらに、貨客混載による移動サービスといった複合サービスの考察（取組方針（1）②の再掲） ○ 住民主体による商店、GSの運営等を誘導 →住民主体とするには、担い手確保と現経営者の理解が必要 （取組方針（1）②の再掲）	
②行政区域を超えた移動支援施策の構築	○ 行政区域を超えたタクシー移動は、市町事業による町内定額負担ではなくなるため、住民負担が大きくなること ○ 他出子等による定期サポート事例があること	○ 自分で運転できず、タクシーを利用する人が増えるため、タクシー台数や運転手では対応できなくなると考えられること ○ 他出子等も高齢になりサポートできなくなること	○ 行政区域を超えた移動手段の支援 →タクシー助成事業として行政が補助する場合、財政負担が大きくなる ○ 民間主体(福祉事業者等の事業多角化も含む。)又は住民主体、若しくは両者の連携による移動手段の確保を構築 →住民主体とするには、組織力と従事者確保が必要 （取組方針（1）①イの再掲）	

4 空間管理

取組方針 (9) インフラ維持コストの見直し(検討中)

- 論点1: 拡散した公的インフラ管理をどう考えることが適当か
 論点2: 市町による生活環境の維持コストの在り方に踏み込んだ選択肢をどう考えるか

[検討の視点 ～必要なインフラが適切に維持管理される仕組みを考察]

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	関連する対応取組項目番号
①道路・上下水道等の管理体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政で対応すべき町道の草刈りなどは、地域住民による対応になっていること ○ 道路の草刈りにおいては住民の高齢化及び人口減少により、一人一人の負担が大きくなっていること ○ 上下水道の管や施設の更新が必要になってくること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 草刈りにおいては、地域住民による対応ができなくなり、行政での管理に戻すことになること ○ 老朽化に伴いインフラ施設の更新費用が掛かっていくこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での対応ができなくなったインフラ管理(道路の草刈りや水道)については、行政による管理へ移行 →行政の財政負担が大きくなる ○ 保守、点検の必要がない部品への交換 →初期投資費用がかかると ○ 管理の必要がない状態にするための手法の構築 ～例えば、道路の草刈りの必要がないように張りコンクリート施工を行うなど 	
②維持すべきインフラの絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人が住んでいる限り、インフラ(道路・水道等)の維持が必要になること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状と同等のインフラの維持ができなくなること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限られた人材や財源においてもインフラの維持管理を可能とする仕組みの構築 	
③低利用インフラの廃止・除却の推進(支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人が住んでおらず普段利用がない道路でも、お墓などがあれば年に数回利用されることがあること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用されなくなったインフラがあることで、住民の安全及び景観上の課題が生じること ○ 廃止・除去するためにコストがかかること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政面から国等の支援 →国等からの支援が確保できるかどうか不明 	
④①～③の進展により現居住地域に与える影響への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共インフラの維持ができなくなる可能性があり、生活の継続が不安であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理が行き届いていないインフラが増加し、住み続けることが困難な居住地が増えること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフラの維持、管理、廃止、除却に対する新たなルール作りの推進 	

4 空間管理

取組方針（10）無住化後の資産管理（検討中）

論点1： 荒廃地の周辺域への影響を抑制するための管理手法にはどのようなものが考えられるか。

論点2： 所有者が不在となる前に、あらかじめ管理手法を定めておく手段、また、これを促す仕組み（人的サポートなどを含む。）が考えられないか。

〔検討の視点 ～土地・家屋等の所有者不明の状況に陥る以前に利活用や管理の方針が地区集落で共有できる仕組みの考察〕

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題（→表記）等	関連する対応取組項目番号
①無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施	○ 無住化した土地や家屋の所有者は、周辺域へ迷惑をかけるまいなどの課題意識は持ちつつも、特に対策について検討がされていないこと	○ 無住化した場合、地域が荒廃し、周辺域へ悪影響がでること	○ 地区・集落の中で、管理が必要なエリアを想定するなど、無住化になる前に話し合いを行う仕組みの構築 →話し合いを促すための人的サポートが必要	
②無住化後の土地活用意向の把握	○ 地区外に住む土地・家屋等の所有者と地区・集落の住民とのつながりが薄れてきていること ○ 農地については、農業委員会により、令和6年度にかけて利活用計画策定予定となっている	○ 土地や家屋の放置が続くと、所有者が分からなくなり、所有者不明となる可能性があること	○ 所有者および相続予定者に対して、今後の活用について意向確認を早急に行う仕組みの構築 →検討に当たっては、個人資産の取扱いが可能な専門家のサポートが必要となる ○ 農地について国の枠組みのもとで進める協議と連携した話合いの構築	
③地権者等との協議による土地管理手法の検討	○ 空き家、耕作放棄地、山林等の管理が問題となってきたこと	○ 所有者不明となり管理できない土地が増えること	○ 地権者の協力の上で継続的な管理を行う仕組みの構築 →土地や家屋は個人資産のため、地権者の協力が必要 →地権者等が複数になっており、協議に時間がかかる可能性がある ○ 国の制度改正等を踏まえて、持続可能な仕組みの構築	
④残存インフラの管理水準の検討	○ 人が常に居住していなくても、家屋やお墓があれば、年に数回でもそこへ行くために道路が利用されること	○ 公共インフラにおいては、人が一時的にでも利用する以上、維持管理をしなければならず、財政負担が必要になってくること	○ 行政として、地区・集落と話し合いながら最低限必要なインフラ機能について、取捨選択をしていく仕組みの構築 →話し合いを促すための人的サポートが必要	

5 取組の推進体制

取組方針 (11) 地区・集落の将来見通しに応じた対応

追加論点1: 地区・集落の意向を踏まえながら、将来見通しに応じた必要な対応策の検討・選択をサポートしていく必要があるとこの考え方が良いか。

追加論点2: 対応を検討する優先度が高い地区・集落の状況の目安として妥当な項目は何か。

[検討の視点 ～地区・集落の将来見通しに応じた対策を、住民自らが選択する動機付けの在り方を考察]

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題 (→表記) 等	関連する対応取組項目番号
①地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有	<p>○ 取組方針(6)①に記述したように、地区・集落の規模にかかわらず、担い手不足と相まった、地域活動の負担感の高まりと将来に対する不安感があること</p> <p>○ これまで地区・集落で行ってきた、草刈り、農業施設管理、水道管理などの活動が困難となってきたおり、こうした状況のさらなる加速が見込まれること</p>	<p>○ 担い手不足等による閉塞感が、今後の対応に係る思考停止を招き、あきらめ感のみが蔓延する状態になりかねないこと</p> <p>○ 移住者やリターンンによって、不安感の軽減につながっている事例も見受けられるものの、地区・集落で担ってきた活動すべてを、託していくことには、一定の限界が想定されること</p>	<p>○ 地区・集落の置かれた状況を、住民自らが客観的に把握するための目安との検討 →提示する目安は、不安感の助長だけに留めないための、説得力を伴うものとする必要</p> <p>○ 地区・集落が縮小した場合に生じる、住民自治組織の活動と暮らしを支える機能に対して想定される影響の提示 →提示情報は、住民自治組織の役員のみでなく、住民に広く共有される必要があること</p> <p>○ 住民の営みの中で継承されてきた資産、暮らしの知恵、伝統文化など、後世に引き継ぎたいものの一定の仕分け →納得性を伴う線引きと引き継ぐ手法の考案</p>	
②地区・集落の将来見通しの段階に応じた対策の検討	<p>○ 地区・集落の将来見通しは、単に世帯規模だけではなく、他の状況を含めた複合的な条件によって導き出されると考えられること</p>	<p>○ 住民自治組織の活動に、当事者意識を有しない、若しくは有することが困難な状況にある住民が多いと、より地域の衰退を早めることにつながりかねないこと</p>	<p>○ 住民の力の結集につながらない原因の探索と、結集させるための市町による場づくり →仲立ちするキーパーソンが必要</p> <p>○ 対応検討を優先する地区・集落の見極めと住民の意向確認 →意向確認を踏まえた迅速な対策実行の仕組みづくり</p>	

5 取組の推進体制

取組方針 (12) 取組を進める体制の組織化と国民的理解の促進

- 論点1: 地域間での分担を検討すべき機能には何があり、分担すべき主体は誰か。
 論点2: 民間にも新たな地域運営の主体として加わってもらっては、どういった動機付けが必要か。
 論点3: 市町から住民自治組織に委ねた機能が担えなくなってきた場合の、市町の対応の在り方として考えられるものは何か。
 論点4: 住民自治組織の機能の再構築や選択をサポートできる機能は、誰が、どう担うのが適当か。

[検討の視点 ～取組の各対策に横串を刺しながら推し進める体制の在り方と、その意義を考察]

取組項目	先行調査から分かったことや実例など	考えられる将来リスク等	考えられる対策の選択肢と当該選択肢を実現する上での課題(→表記)等	関連する対応取組目番号
①生活機能を提供する民間主体をサポートする組織の構築(事業承継、複業化支援、資金調達など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間主体のサービスは、旧町村や地区の状況に応じて、事業縮小や撤退などが選べない状況にあること ○ 配食サービスが高齢者の命を守ることにつながった事例 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済効率のみに力点を置いた取組は、早晚、限界点を迎えるざるをえないと見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多業若しくは生活サービスの複合化を念頭に置きつつ、既存経済活動主体のみならず、福祉事業者等や住民自治組織との連携構築に基づく、地区にとって新たなサービス提供体制の構築(サービスを提供する地域運営組織を視野) ○ 上記を目指すための、シンクタンクの役割を果たす機能を有する組織体の設立 	
②中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(地域おこし協力隊、集落支援員、関係人口、Uターン など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の制度を活用した地域おこし協力隊の地域への定着率は7割を超え、集落支援員は、平時の見守りなどにも従事していること ○ 他県では、関係人口による担い手不足への対応が進んでいる事例があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材受け入れに係る地区・集落の継続的な受入意思があり、かつ、人材に対する敬意が伴わないと持続可能とはならない懸念があること ○ 若者人口の減少に伴う、協力隊員への志願者不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○ どういった場合に、どのような任務に携わる人材を獲得し、地区や集落に供給されることが必要か、住民自治組織と市町との間で検討・整理 → 担い手を人材候補として捉えるかどうかは要検討事項 ○ 単に担い手不足への対応に留まらない、外部の人材等に期待するミッジョンの明確化 	
③住民自治活動等をサポートする中間支援組織の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の活動は、基本的に従来からの活動をどう継続していくかを中心に考えられていることが大半であると考えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区・集落が置かれた客観的な状況について、住民が理解を深めた上で、納得性を伴う必要な対策を住民自治組織に自ら選択するための伴走支援がないと前に進まない懸念があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区・集落の置かれた客観的な情勢に基づき助言などを行う、中間支援組織を行政が主導し設立 → 住民自治組織における受入の意識づけが必要 ○ 中間支援組織のスタッフは、地域の状況に精通している、市町や県の施策等に知見を有している者を配置 → 行政からの半ば独立した位置づけとすることが必要 	
④中山間地域の価値の国民的理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域で有するとされてきた公益的機能が失われた場合の影響に関する既存の見解は、主に生態系などに関する記述などにとどまっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域の衰退を、都市部住民を含め我がこととして捉えないと、全国的に進む人口減少問題の中に埋没しかねないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県土の7割を占める本県の中山間地域の公益的機能が失われた場合の県全体の姿などを想定し、都市部を含む県民生活全般にどのように影響を及ぼしていくか、段階を追ったコミュニケーションを講ずることによって、本取組方針を進める意義を共有 	

第4章 本検討会議の開催経過

これまで、本検討会議においては、以下に掲げるとおり、準備会において検討を進めるための与件情報の共有及び、共通認識すべき重要事項の確認を行って以降、報道機関公開の下、会議を開催し、意見交換を重ねるとともに、個別の検討テーマについては、当該テーマに関する専門的な知見を有する構成員の助言等を得ながら検討を進めている。

【資料編】 図表4-1 検討会議の開催経過

回	開催日	協議内容
準備会	令和5 (2023)年 5月12日 (金)	(1) 検討会議の設置に向けて (2) 中山間地域における現状とこれまでの取組状況の報告 (3) 意見交換 ① グランドセオリーの視点 ② 30年後の目指す集落の将来像に必要な視点 ③ 報告書に盛り込む要素 ④ 集落調査項目及び手法に関するアドバイス
第1回	令和5 (2023)年 6月2日 (金)	(1) 座長の選出 (2) 広島県内の中山間地域の現状の確認 ① これまでの中山間地域振興の取組共有 ② 検討課題とこれまでの実態調査 ③ 集落対策の基本戦略(案)と施策検討のポイント等 (3) 協力2町における調査項目及び先行調査の進め方の確認
第2回	令和5 (2023)年 8月7日 (月)	(1) 協力2町における調査状況の報告 (2) 意見交換 ① 集落対策の基本戦略(案)、並びにこれに基づく具体的な取組の検討の進め方 ② 地区の将来像に応じた対策の在り方 ③ 中間整理に盛り込む事項
第3回	令和5 (2023)年 10月4日 (水)	(1) 意見交換 ① 中間整理(案) ② 今後の検討の進め方